

# 引き下げアカン！大阪の会通信

生活保護基準引き下げ  
違憲訴訟を支える大阪の会  
TEL 06-6697-9144  
FAX 06-6697-9059  
✉ seiho.ikensasaeru.osk@  
gmail.com

高裁第4回期日  
第6準備書面

## 行政法学者が指摘

### 基準引き下げで厚労大臣に広い裁量はない

大阪高裁の第4回期日が4月21日開かれ、弁護団は2つの準備書面について陳述しました。

今回の書面は、物価偽装を行政裁量という名のブラックボックスに閉じ込めて隠そうとする国の主張に対して、今や行政裁量はブラックボックスなどではなく、国が行った物価偽装について裁判所に正面から判断してもらうために、東京大学の異智彦准教授、南山大学の豊島明子教授、名古屋大学の深澤龍一郎教授の3人の行政法学者の意見書に基づいて、国の主張のおかしさや基準引き下げが違法であることを述べたものです。

今回の3人の行政法学者の意見書のポイントは以下の4つになります。

1つ目は、厚生労働大臣に与えられた裁量はあくまでも生活保護法の範囲内で認められたものにすぎず、生活保護利用者の「最低限度の生活の需要」が減少した場合にしか基準引き下げは認められないということです。

2つ目は、専門家の検討を経ていないデフレ調整について、厚生労働大臣には、被告の主張するような「広い」裁量はないということです。

3つ目は、専門家の検討を経ていないデフレ調整について審査する場合に、行政が判断する際に考慮した要素に着目した審査である考慮要素審査という方法（判断の過程の合理性を審査する場合よりもより厳しい審査方法）で行うべきであり、またそれぞれの考慮事項（今回で重要なのは生活保護利用者の需要が減っているかどうかという点）についてきちんと調査をしないといけないということです。

4つ目は、行政法学者から見ても、今回の基準引き下げ



雨が降る中、淀屋橋駅前前で宣伝（4月21日）

は、物価を考慮するという今までと違うやり方にした理由についてきちんと説明していないこと、今回の引き下げが生活保護利用者の需要を正確に反映しているといえない（正確に反映していることを国が証明できない）こと、物価変動率が「所在地別」で異なることを考慮していないこと、国の財政事情や政権与党の公約という考慮すべきでない事項を考慮したことなどから、違法であると考えているということです。

このように、今回の書面では行政法学者の力を借りて今回の基準引き下げが違法であることを明らかにしていません。（記事：富田真平弁護士）

高裁第4回期日 原告第7準備書面

# 償われ得ない精神的苦痛

## 社会とのつながり奪われ続けた

は、控訴審第7準備書面では、国家賠償請求に関する主張を補充しました。

原審の大阪地裁は、①減らされた保護費が後から支給されること、②判決で引下げが違法だと判断されることによ

り、精神的苦痛が回復すること

——を理由に、国家賠償請求を認めませんでした。しかし、これらの理由付けには問題があります。

生活保護受給世帯は、一般世帯と比べて、健康に関わる費用

や、人との交流に関する費用を大幅に減らす傾向にあります。健康や人との交流に大幅な制約のある生活を長年させられた精神的苦痛は、後から保護費が支払われても回復されません。

このことは、厚生省の生活実態調査や、保護費が減額されると医療費が大きく増えるという西岡大輔大阪医科薬科大学医学部助教の論文からも裏付けられますし、本訴訟の当事者たちの陳述書に書かれた数々のエピソードにも表れています。

国家賠償請求は、ぜひとも認められなければなりません。

私は、民主法律協会（民法協）という労働団体の事務局をしています。今年の2月、民法協で、権利討論集会が開かれ、私は、社会保障の分野の担当でした。その際、大阪地裁の歴史的勝

訴判決を取り扱い、和田事務局長をお呼びしたところ、奇跡的な再会を果たし、その場で弁護団にお誘いいた

だきました。途中から弁護団に加入することについては少し悩みました。しかし、民法協の友人知人がたくさん加入していましたし、後から加入する分一生懸命働こうと思い、今回の第7準備書面を一部書いて、法廷でプレゼンもさせていただきました。

また、私は絵を描くのが趣味です。何かご希望がありましたら、オーダーしていただければと思います。今後とも何卒よろしくお願いたします。

【自己紹介】

はじめまして、弁護士西田陽子と申します。

現在、7年目の弁護士です。受かったのはだいぶ遅いのですが、和田信也弁護士事務局長とは大学の同期同クラスです。

私は、民主法律協会（民法協）という労働団体の事務局をしています。今年の2月、民法協で、権利討論集会が開かれ、私は、社会保障の分野の担当でした。その際、大阪地裁の歴史的勝

訴判決を取り扱い、和田事務局長をお呼びしたところ、奇跡的な再会を果たし、その場で弁護団にお誘いいた

だきました。途中から弁護団に加入することについては少し悩みました。しかし、民法協の友人知人がたくさん加入していましたし、後から加入する分一生懸命働こうと思い、今回の第7準備書面を一部書いて、法廷でプレゼンもさせていただきました。

また、私は絵を描くのが趣味です。何かご希望がありましたら、オーダーしていただければと思います。今後とも何卒よろしくお願いたします。

控訴人らのエピソード④

【西田弁護士のスライドより抜粋】

▶ 人間関係（親族、友人、近所づきあい等）：

- ①交通費（旅費）や食費が出せない  
→人付合いを制限 実家にも帰れない  
施設入所中の高齢の母親に会う回数が半分に
- ②ご祝儀等や香典が出せない  
→親しい人の結婚式や葬式に出席できない
- ③孫などに入学お祝いやプレゼントをしてあげられない



イラスト 西田弁護士

西田 陽子 弁護士

訴判決を取り扱い、和田事務局長をお呼びしたところ、奇跡的な再会を果たし、その場で弁護団にお誘いいた